

## 福岡県立大学人間社会学部紀要要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福岡県立大学人間社会学部紀要（以下「紀要」という。）についての編集及び発行に関する必要な事項を定めるものとする。

### (編集方針)

第2条 紀要是、福岡県立大学人間社会学部（大学院人間社会学研究科を含む。以下「本学部等」という。）の学術研究を振興し、研究発表の機会を保障するとともに、その成果を広く社会に還元・貢献することを目的として編集・発行する。

### (紀要の内容)

第3条 紀要是、以下の内容を掲載する。

- (1) 総説論文・原著論文・論説論文（「論文」の部）
- (2) 研究ノート・報告・資料等、前号に定める以外の学術論文（「その他」の部）
- (3) 本学部等の退職者に関する記事
- (4) 前3号に属するもののほか、本学部等の承認を経たもの。

### (掲載の条件)

第4条 前条1号、2号に定める学術論文等は、未発表のものとする。

### (発行の頻度及び時期)

第5条 紀要是、毎年度10月1日、3月1日の2回発行する。

### (投稿者)

第6条 紀要の「論文」の部及び「その他」の部に投稿できる者は、以下の各号とする。

- (1) 本学部専任教員及び本学部専任教員との共同執筆者
- (2) 本学部名誉教授及び本学部定年退職教員

### (原稿の採択)

第7条 原稿の提出は、部会に対して行う。部会は、第2条の定める編集方針に従い、原稿の掲載の可否を判断する。

2 部会は、原稿を「論文」の部に掲載するか、「その他」の部に掲載するかについて、執筆者に勧告することができる。

### (紀要の締切日の公表)

第8条 部会は、投稿の締切日を決定し、公表する。また、部会は、締切日を、十分な日程の余裕をもって公表しなければならない。

(著作者の権利)

第9条 紀要に投稿される学術論文等に関する著作権は、投稿者に帰属する。ただし、部会又は部会が許諾を与えた者による、紀要の電子化及び電子的手段に伴う行為に対しては、著作者はあらかじめこれに許諾を与えるものとする。

2 著作者は、部会又は部会が許諾を与えた者による、紀要の電子化及び電子的手段に伴う行為に対しては、著作者人格権を行使しないものとする。

(執筆・投稿に関わる規定)

第10条 執筆・投稿に関わる規定は、部会が別に定める。

(査読)

第11条 第3条(1)の内容については査読を実施する。

2 査読に関わる規定は、部会が別に定める。

(改廃)

第12条 この要綱の改廃は、部会の審議を経て、本学部教授会が行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 福岡県立大学人間社会学部紀要要項は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。